



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業
高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和5年度）
生活支援給付金のお知らせ

給付額

1世帯あたり **10万円** + ^{加算} 子ども1人あたり **5万円**

給付対象

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日に高松市に住民登録がある、
世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、
うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※ただし、以下の①・②のいずれかに該当する世帯を除きます。

- ①令和5年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯
- ②世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯

加算対象

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども

（平成17年4月2日生まれ以降の子ども）

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和5年12月1日時点で扶養していない（生計を同一にしていない）子どもは加算対象外です。

手続方法

- ①対象と思われる世帯に、高松市から、給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。
 - ②「確認書」に必要事項を記入して、専用の返信用封筒で**高松市に提出**してください。
審査（2週間～1か月）後、指定の口座に振り込みます。
- ※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、高松市コールセンターまでお問い合わせください。

申請期限：令和6年4月30日（火）（当日消印有効）

裏面のQ&Aもご覧ください▶▶▶

お問い合わせ先

高松市コールセンター
087-826-0442

受付時間 8:30～17:00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

相談窓口
高松市防災合同庁舎4階
（市役所本庁舎西側）



詳細や、最新の情報は、高松市ホームページ（給付金ページ）でご確認ください。➔

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

高松市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM（現金自動預払機）操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず高松市消費生活センター（TEL:087-839-2066）や最寄りの警察署にご相談ください。